

兵庫県立加古川医療センター手術室の運営支援業務委託及びキット材料選定に係るプロポーザル実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県立加古川医療センター手術室の運営支援業務委託及びキット材料選定に係るプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の募集について、必要な事項を定める。

(募集要項)

第2 プロポーザルの募集要領（以下「募集要領」という。）は、この要領に基づき別に定める。

2 募集要領には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 趣旨
- (2) 委託業務の内容
- (3) 参加資格に関する事
- (4) 参加手続きに関する事
- (5) 提案書の提出及び提案項目に関する事
- (6) 当選者の選考、決定及び通知の方法に関する事
- (7) その他必要な事項

(参加手続き)

第2 プロポーザルの参加手続きは、次のとおりとする。

(1) 事務局

兵庫県立加古川医療センター総務部経理課

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間 令和2年9月1日（火）から9月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 配布場所 上記(1)に同じ

ウ 説明会 令和2年9月17日（木） 午後1時半から

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法 所定の様式により、事務局へ持参または郵送とする。

イ 受付期間 令和2年9月8日（火）から9月16日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プロポーザルにかかる質問及び回答

ア 質問方法 所定の質問書様式により、参加者が事務局へ持参または郵送とする。（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 受付期間 令和2年9月17日（木）から9月24日（木）まで

ウ 回答方法 令和2年9月17日（木）から10月1日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の間に、閲覧方式により行うとともに、希望者にはメールにて回答する。

エ 回答閲覧場所 上記(1)に同じ

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出方法 参加者が事務局へ持参または郵送とする。

イ 受付期間 令和2年10月7日（水）から10月14日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 提出書類

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 企画提案書 | 9部（正本1部、副本8部） |
| ② 企画提案書要約版 | 9部（正本1部、副本8部） |
| ③ その他、募集要領に定める提出書類 | 9部（正本1部、副本8部） |

(審査委員会)

第5 提出書類の内容を審査し、プロポーザルの当選者を選考するため、別に定めるところにより、兵庫県立加古川医療センター手術室の運営支援業務委託及びキット材料業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルに係る実施要領、仕様書及び評価基準等に関する事。

- (2) プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の審査に関すること。
- (3) 当選者の選考に関すること。
- (4) その他、企画提案書等の審査に関して必要と認められること。

(プレゼンテーションの実施)

第6 委員会は、提出があった企画提案内容の理解を深めるため、提出した者にプレゼンテーションを行わせることができる。

- (1) 予定日時 令和2年10月20日(火)
- (2) 予定場所 兵庫県立加古川医療センター2階 会議室1
- (3) その他 詳細は別途決定する。

(当選者の選考、決定及び通知の方法)

第7 当選者の選考、決定及び通知は、次により行う。

- (1) 選考方法 委員会における選考方法並びに評価項目及び評価ポイントは別に定める。
- (2) 決定方法 委員会の選考結果に基づき、当選者となる順位を決定する。
- (3) 選考結果の通知 選考結果は、参加者全員に対して文書で通知する。
- (4) 当選後の取り扱い 当選者は、「兵庫県立加古川医療センター手術室の運営支援業務委託契約」の契約予定者となる。
上記業務に必要なキット材料は、別途、キット材料卸業者と年間の売買契約書(単価契約書)を締結する。

(その他)

第8 その他

- (1) 提出書類作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類が、本要領及び別添の様式に適合しない場合は、企画提案を無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出された企画提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
 - カ 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めない。
- (4) 参加に要する費用 参加者の負担とする。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、募集要領で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年9月1日(火)から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、当選者を決定した日をもって、その効力を失う。